

国立大学法人富山大学職員の希望降任に関する細則

令和2年1月28日制定

令和3年3月24日改正

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人富山大学職員就業規則第9条第2項の規定に基づき、職員が降任を希望した場合において、その職員の意思を尊重し、個人の適性、能力及び意欲に応じた人事管理を行うことにより、職員の心身の負担軽減及び職務に対する意欲の向上並びに組織の活性化を図ることを目的に、希望降任に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 降任を希望することができる職員は、国立大学法人富山大学職員任免規則第3条第2項に定める職員のうち、教育職員、事務系職員、教室系技術職員又は医療系技術職員の職種にある者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 病気等心身の故障により、その職責を果たすことが困難であると思う者
- (2) 家族の介護等家庭の事情により、その職責を果たすことが困難であると思う者
- (3) 職責の増大により、その職責を果たすことが身体的又は精神的に困難であると思う者

(降任の申出)

第3条 降任を希望する職員は、降任申出書(別記様式第1号)により、学長に申し出るものとする。

2 学長は、前項の申出書が提出された場合において、当該申出を行った職員(以下「申出者」という。)に対し、降任を希望する理由(以下「降任希望理由」という。)を確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

3 第1項の申し出があった場合、学長が必要と認めるときは、学長又は学長が指名する者は、申出者から事情を聴取することができる。

(降任の決定)

第4条 降任の承認の可否及び降任後の職務の級は、学長が決定する。

2 学長は、降任の承認の可否を決定したときは、降任希望承認(不承認)通知書(別記様式第2号)により、申出者に通知するものとする。

3 第1項の規定により降任を承認された申出者は、前条第1項の申出を撤回することはできない。

(降任の時期)

第5条 降任の時期は、前条第1項の規定により降任を承認された日の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、学長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(降任後の本給)

第6条 第4条第1項の承認を受けて降任した職員（以下「降任職員」という。）の本給は、降任後の職位に見合ったものとする。

(降任希望理由消滅の届出)

第7条 降任職員又は第4条第1項の規定により降任が承認され、降任の時期に達していない職員(以下「降任予定職員」という。)は、降任希望理由が消滅した場合は、その旨を降任希望理由消滅届(別記様式第3号)により、大学に届け出なければならない。

(降任後の再昇任)

第8条 学長は、降任希望理由が消滅した場合において、特に認めるときは降任職員を昇任させることができる。

(降任の取消)

第9条 学長は、第7条の届け出により、降任予定職員の降任希望理由が消滅したと認める場合は、当該降任予定職員にかかる第4条第1項により決定した降任の承認を取り消すことができる。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

降任申出書

年 月 日

国立大学法人富山大学長 殿

所属

職名

氏名

私は、下記のとおり降任を希望しますので、申し出ます。

記

降任を希望する理由	
降任後に従事を希望する 職務又は部署	

※教育職員にあっては学系長を、事務系職員及び教室系技術職員にあっては事務局長を、
医療系技術職員にあっては附属病院長を経由して、学長に申し出る。

降任希望承認（不承認）通知書

年 月 日

所属

職名

氏名 様

国立大学法人富山大学長 印

年 月 日付けで申し出のありました降任希望について、下記のとおり決定したので、
通知します。

記

承認する		承認しない
降任後の 職位		承認しない理由
降任後の 職務の級	〇〇職本給表 級	

降任希望理由消滅届

年 月 日

国立大学法人富山大学長 殿

所属

職名

氏名

下記のとおり、降任希望理由が消滅しましたので、届け出ます。

記

【消滅した理由】